制 定 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、「競争的研究費における制度改善について」(令和2年5月29日 文部科学省事務連絡)を踏まえ、公立大学法人横浜市立大学(以下「法人」という。) に勤務する外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程第2条第1項各号に定 める非常勤職員(以下「特任教員等」という。)の自発的な研究活動の取り扱いにつ いて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金のうち、研究に係るものをいう。
 - (2) エフォート 研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする 時間の配分割合(%)をいい、原則として 5 %から 100%までの 5 %刻みの 20 段 階で設定する。
 - (3) 資金提供機関 研究資金を提供する機関をいう。
 - (4) プロジェクト 特任教員等の雇用財源となっている研究活動をいう。
 - (5) PI 等 プロジェクトの研究代表者及び研究分担者で、特任教員等の受け入れを 行う者をいう。
 - (6) 自発的な研究活動 特任教員等がエフォートの一部を充当して実施するプロジェクト以外の研究活動をいう。

(実施基準)

- 第3条 特任教員等は、原則としてプロジェクトに100%のエフォートで従事しなければならない。ただし、資金提供機関が定める公募要領や事務処理説明書等において認められている場合には、本条第2項又は第3項の規定により自発的な研究活動を実施することができる。
- 2 自発的な研究活動がプロジェクトの推進に資するものではなく、かつ、実施により プロジェクトの推進に支障がないと PI 等が判断したときは、エフォートの 10%を 上限に自発的な研究活動を実施することができる。この場合において、競争的研究 費に係るプロジェクトの研究資金からは、自発的な研究活動に係るエフォートに相 当する特任教員等の人件費を支出しないものとする。

- 3 自発的な研究活動がプロジェクトの推進に資するものであり、かつ、実施により プロジェクトの推進に支障がないと PI 等が判断し、次の各号を全て満たしていると きは、研究・産学連携推進センター長の承認を得た上で、エフォートの 20%を上限 に自発的な研究活動を実施することができるものとする。この場合において、当該 プロジェクトの研究資金から自発的な研究活動に係るエフォートに相当する人件費 を支出することができる。
- (1) 特任教員等が競争的研究費に係るプロジェクトで雇用されていること。
- (2) 自発的な研究活動を開始する年度の4月1日時点で40歳未満である特任教員等。
- (3) 特任教員等が自発的な研究活動の実施を希望していること。
- 4 前2項に定める自発的な研究活動を複数同時に実施する場合、それらのエフォートの合計は20%を上限とする。

(自発的な研究活動の管理)

- 第4条 PI 等は、競争的研究費に係るプロジェクトの場合において、エフォートによる管理が求められる特任教員等(以下この項から第3項まで同じ。)を受け入れるときは、あらかじめ当該特任教員等のエフォートを所定の様式により研究・産学連携推進センター長に申告しなければならない。申告したエフォートに変更が生じた場合も同様とする。
- 2 PI 等は、特任教員等の従事状況について、半年に一回、所定の様式により研究・ 産学連携推進センター長に報告しなければならない。
- 3 PI 等は、毎年度終了後及びプロジェクト終了後、特任教員等のエフォートを所定 の様式により研究・産学連携推進センター長に報告しなければならない。

(自発的な研究活動の承認手続及び報告)

- 第5条 PI等は、特任教員等の第3条第3項に定める自発的な研究活動について、同項各号を満たしていると判断したときは、所定の様式により研究・産学連携推進センター長に承認申請を行うものとする。
- 2 PI 等は、前項の申請内容に変更が生じたときは、所定の様式により研究・産学連携推進センター長に変更承認申請を行わなければならない。
- 3 前2項に定める承認申請又は変更承認申請があったときは、研究・産学連携推進センター長は審査の上、所定の様式により審査結果を PI 等に通知するものとする。
- 4 承認された自発的な研究活動が、第3条第3項各号の基準を満たしていないことが確認された場合には、研究・産学連携推進センター長は、PI等と相談の上、年度途中でも承認又は変更承認を取り消すことができる。

5 PI 等は、本条第1項又は第2項で承認された特任教員等の自発的な研究活動について、毎年度終了後及び当該自発的な研究活動の終了後、所定の様式により研究・ 産学連携推進センター長に報告しなければならない。

(PI 等の所属研究機関が法人以外である場合の取扱い)

第6条 プロジェクトの研究代表者が法人以外の研究機関に所属する研究者である場合は、研究・産学連携推進センター長は、当該研究者が所属する研究機関と連携してエフォート管理に関する手続を行うものとする。

(資金提供機関への対応)

- 第7条 研究・産学連携推進センター長は、資金提供機関から求めがあった場合、必要な様式を当該資金提供機関に提出するものとする。
- 2 資金提供機関の公募要領や事務処理説明書等によりこの要領と別の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(様式)

第8条 この要領の実施にあたり必要な様式は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。